

令和元年7月4日(木)
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、有資格業者2社に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

アユセ マサカズ

鮎瀬 正和 (内線2511)

総務部契約管理官

ウチタケ トシキ

内竹 敏秋 (内線5880)

○総務部契約課建設専門官

ヤキギ ルミコ

柳 留美子 (内線2517)

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151(代)

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412(代)

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
① ニチレキ株式会社	東京都千代田区九段北4-3-29
② 東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木7-3-7

2. 指名停止措置期間

令和元年7月4日から令和元年8月3日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者らは、舗装用改質アスファルトの製造販売をめぐり、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為（舗装用改質アスファルトの需要者向け販売価格を引き上げ又は維持する旨の合意）を行っていたとして、令和元年6月20日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令（ニチレキ(株)）、並びに排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反業者（東亜道路工業(株)）として公表された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者らが、独占禁止法に違反したことは、信頼関係を著しく損なう行為であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第5号>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内